


## 8 養護老人ホーム

養護老人ホーム	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>• おおむね 65 歳以上の方で、環境上の理由および経済的理由により、在宅において生活することに支障がある方が措置により入所する施設です。</li> </ul>
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>• おおむね 65 歳以上の方 (65 歳未満の方は別途ご相談ください)</li> <li>• 入院加療を要する病態でないこと</li> <li>• 家族や住居の状況など、現在おかれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められること</li> <li>• 生活保護を受けているまたは生計中心者が市町村民税の所得割非課税である世帯に属すること</li> </ul> <p>上記のいずれの要件にも該当している方</p> 
入所までの流れ	<ol style="list-style-type: none"> <li>①介護保険課高齢者福祉係へお問い合わせください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 入所申請ができるかどうかの確認をします。</li> </ul> </li> <li>②施設見学をします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 入所生活の実際や居室の設備、持ち込みできるものなどを確認してください。</li> <li>• 施設見学後、介護保険課高齢者福祉係から申請書類一式をお渡しします。</li> </ul> </li> <li>③入所申請書類の提出をします。</li> <li>④入所判定に係る調査に伺います。</li> <li>⑤入所判定委員会にて、入所の可否を決定します。</li> <li>⑥施設と日程調整をし、施設入所となります。</li> </ol>
費用負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本人の収入および扶養義務者の課税状況等に応じて、それぞれ月々の負担金がかかります。</li> </ul>
手続・問合せ	<p>紋別市保健福祉部介護保険課高齢者福祉係</p> <p>【電話】 0158-24-2111 (内線273・394)</p>